



青森県報

第十九百七十一号 平成十四年一月十六日(水曜日)

目次

告示

- 新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更 (市振興課村) : 一
- 右 同 (同) : 一

公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表 (総務学事課) : 二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (環境政策課) : 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築住宅課) : 二

出先機関

- 道路の位置の指定 (十和田市事務所) : 三

- 右 同 (同) : 三
- 右 同 (同) : 三
- 右 同 (同) : 四

選挙管理委員会

- 青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 (事務局) : 四

告
示

むつ市大字奥内字浜平五一の一八、三七九に隣接する公有水面埋立地 五、九八二・六四平方メートル

青森県知事 木村守男

青森県告示第十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を青森市港町二丁目に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年一月十六日

青森県知事 木村守男

青森市港町二丁目九三二、港町三丁目九三三の一に隣接する公有水面埋立地 二、六二七・二二平方メートル

青森県告示第十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、むつ市長からむつ市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地をむつ市大字奥内字浜平に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年一月十六日

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十三年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十四年一月十六日

青森県知事 木村守男

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年一月十六日

青森県知事 木村守男

一 物品等の名称及び数量

高分解能ガスクロマトグラフ・質量分析システム

一式

**二 調達方法
購入**

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境保健センター総務室

青森市東造道一丁目一の一

契約の方法

一般競争入札

平成十三年十一月三日

六 契約の相手方の名称及び住所

東北化学薬品株式会社青森支店
青森市問屋町一丁目一三の一〇
契約金額
七千百四十万円

八 契約の相手方を決定した手続
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行
い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提
示した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日
平成十三年十月十九日

平成十四年一月十六日

開発行為に関する工事の完了

次のことおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年一月十六日

青森県知事 木村守男

**開発区域（工区）に含まれる地域の
名称**

開発許可を受けた者の住所及び氏名
(名称)

西津軽郡木造町字赤根一三の一ー及び
一三の五一五から一三の一二二八まで

西津軽郡木造町字末広一九の二
瓜田勇輔

南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中
野五五の二〇

南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃
四九の一

工藤淳一 工藤由美子

十和田市大字伝法寺字平塙三七の二、
三七の八、三七の一〇の一部、三七の
一二の一部、三七の一三の一部、三七的
の一一四から三七の一八まで、四二の四七
及び四二の五三

十和田市西十二番町六の一
十和田市土地開発公社
岩手県盛岡市神明町七の五
株式会社東北映像

上北郡六戸町大字折茂字鳥喰谷地三四
の二、三四の二〇、三四の二一及び三
四の二四

上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六〇
の一〇五五

金崎盛三

五所川原市大字金山字龜甲一二の一から
一二〇の三まで、一二一の一から

五所川原市字岩木町一二
五所川原市土地開発公社

第1971号

上北郡野辺地町字前平一 の三及び二三の一二二	位 置	延 長	幅 品	指定年月日
ル三四・九八メート				
六・〇〇メートル				
平成 二三・二二・一〇				

平成十四年一月十六日

十和田土木事務所長 原田邦治

和田二不^{トモ}事務所長 原田邦治

十和田土木事務所告示第一号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、
次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二
月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び野辺
地町役場に備え置いて縦覧に供する。

出先機關

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
三沢市大字三沢字前平一 及び二六八、二八の五三 及二八の七二	一一一・〇三メー トル	六・〇〇メートル	平成 三・三

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

十和田土木事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年一月十六日

十和田土木事務所長 原田邦治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市元町西五丁目一 ル	九六・七〇メートル	六・〇〇メートル	平成三・三・六

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 局長は、別表第一に掲げる事項を専決することができる。

第二十一条 削除

第二十五条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第十七条の二関係）

- 一 所属職員の事務分担に関すること。
- 二 所属職員の旅行命令及び復命の受理に関すること。
- 三 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令に関すること。
- 四 所属職員の週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等に関すること。
- 五 所属職員に対する職務に専念する義務の特例の承認に関すること。
- 六 所属職員に対する官利企業等従事の許可に関すること。
- 七 臨時的任用職員に関すること。
- 八 法令の規定による委員会に対する報告、通知、届出、申出、申立て及び申請の受理等に関すること。
- 九 法令の規定により委員会が行う報告、通知、告知、検印、交付及び確認に関すること。
- 十 法令の規定による閲覧に関すること。
- 十一 青森県情報公開条例（平成十一年青森県条例第五十五号）の規定に基づく政文書の開示に関すること。
- 十二 青森県個人情報保護条例（平成十年青森県条例第五十七号）の規定に基づく個人情報の開示、訂正、是正等に関すること。
- 十三 告示に関すること。
- 十四 照会、回答、報告、通知、調査、届出等に関すること。
- 十五 文書等の收受、発送及び保存に関すること。
- 十六 その他軽易な事項の処理に関すること。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青森県	青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社